

論点に対する回答

分野	地方公共団体への税・公金納付のデジタル化（道路占用料）
省庁名	国土交通省
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>経済団体からは、道路占用料、河川占用料、行政財産使用料等、地方公共団体が受け手となる公金に関する納入通知やその納付についても、地方公共団体共通の仕組みを用いたデジタル化が望まれている。</p> <p>【論点 1】 地方公共団体が受け手となる道路占用料の納付に関するデジタル化の現状について、説明いただきたい。</p>	
<p>【回答 1】 地方公共団体が受け手となる道路占用料は、地方公共団体が自治事務として徴収する歳入の一つであり、その納付手続の実務については、国土交通省が具体的に定めているものではなく、各地方公共団体に委ねられている。</p> <p>その上で、道路占用料の納入通知書の送付について、これまで調査したところでは、紙以外の媒体による送付が可能である地方公共団体の存在は承知していないが、道路占用料の納入については、金融機関における窓口納付以外に、ペイジーによる電子決済を可能とする地方公共団体が一定数あると承知している。</p>	
<p>【論点 2】 地方公共団体が受け手となる道路占用料の納付に関するデジタル化について、例えば、eTAX の共通納税システムの活用やマイナポータル機能の機能拡充によることも考えられるところであり、国土交通省としても、総務省やデジタル庁と連携して取り組むべきではないか。</p> <p>なお、その際には、地方公共団体や事業者等の意見を聞きつつ進めること。</p>	
<p>【回答 2】 回答 1 のとおり、地方公共団体が受け手となる道路占用料は、地方公共団体が自治事務として徴収する歳入の一つであり、他の公金と異なる取扱いが</p>	

なされているものではないと承知しているが、道路占用制度を所管する立場としては、道路占用料の納付に関するデジタル化の実現方策の周知等、総務省やデジタル庁への必要な協力を行ってまいりたい。

関係条文

○道路法（昭和27年法律第180号）（抄）

（占用料の徴収）

第39条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。（以下略）

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。（以下略）

○道路法施行令（昭和27年政令第179号）（抄）

（指定区間内の国道に係る占用料の額）

第19条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額・・・に、
・・・占用の期間・・・に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して
得た数を乗じて得た額・・・とする。（以下略）

- 2～4 （略）

（指定区間内の国道に係る占用料の徴収方法）

第19条の2 指定区間内の国道に係る占用料は、・・・当該占用の許可をし・・・た日・
・・・から1月以内に納入告知書・・・により一括して徴収するものとする。（以下略）

- 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。（以下略）
- 3 （略）

別表 （略）

○東京都道路占用料等徴収条例（昭和27年東京都条例第100号）（抄）

（目的）

第1条 この条例は、道路法・・・第39条の規定により都が徴収する道路の占用料・・・
の額及び徴収方法について、定めることを目的とする。

（占用料の額）

第2条 占用料の額は、別表に定めるところにより算出した額とする。

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、・・・占用許可をした日から1月以内に納入通知書により一括徴収す
るものとする。（以下略）

- 2 知事は、占用料が特に多額であると認める場合又はその他の理由により占用料を一時
に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず、
占用者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。
- 3 既に納入した占用料は、返還しない。（以下略）

別表 （略）